

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する 離職者等の方を対象にした市営住宅の一時提供について

大垣市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇等により、現に居住する住宅からの退去を余儀なくされた市民を対象に、下記のとおり市営住宅入居要件の緩和を行い一時提供します。

1 入居対象者

住宅を失うこととなった理由が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇、雇止め、廃業等に起因し、求職する市民。

2 入居条件など

- (1) 入居期間：1年以内
- (2) 使用料等：入居に係る費用については、以下のとおり。

【敷金】

免除

【住宅使用料】

本来家賃の最低額（但し、入居許可日から6か月以降は、収入状況により決定）

【駐車場使用料】

1台あたり2,090円

【その他（水道光熱費、共益費等）】

入居者負担

- (3) 所得要件：他の条件を満たしていれば、所得に関わらず入居可能。
- (4) 連帯保証人：不要

3 対象となる住戸

市営住宅：7戸（即入居可能）※令和2年5月7日現在

4 必要書類

- (1) 大垣市営住宅一時使用許可申請書及び誓約書
- (2) 勤務先の発出する解雇通知等、解雇、雇止め、廃業等の事実が確認できる書類の写し
- (3) 申込みをされる方及び同居親族全員が記載された住民票の写し※

(4) 求職の申し込み等をしている事実が確認できる書類の写し※

※やむを得ない理由により申請時に提出できない場合、事後の提出を認めます。

5 申込方法・問い合わせ先

申し込みを希望される方は、岐阜県住宅供給公社へ問い合わせのうえ、必要書類を提出してください。

〒500-0807 大垣市今宿 6 丁目 52 番地 18

岐阜県住宅供給公社

電話：0584-47-8192